

# 現場説明書

1. 業務の名称 平成24年度 天竜川気田観測所通信施設設計業務
2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、仕様書等及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

## 説明事項

### 1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、入札公告・入札説明書（又は指名通知書、見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、中部地方整備局電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### 2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であつて、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- ② 基準価格（①の基準が設定されている場合に限る。以下同じ）を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- ③ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- ④ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- ⑤ 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

### 3 契約の保証について

契約の保証を求める業務にあつては、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行 浜松代理店（静岡銀行浜松営業部）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。



- 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 天野 邦彦」と記載するように申し込むこと。
  - ハ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
  - ニ 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
  - ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
  - ヘ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
  - ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
  - ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ハ 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局浜松河川国道事務所長 天野 邦彦」と記載するように申し込むこと。
  - ニ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
  - ヘ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
  - ト 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
  - チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### 4 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

#### 5 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条又は発注者支援業務等委託契約書第30条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

#### 6 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 部分払は、0回以内とする。

#### 7 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

## 8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとする。

### (1) 増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

- 1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格未滿の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(様式自由)及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。
  - ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
  - ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格(分野及び部門ともに)を有している者
  - ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績(照査技術者としての成績は除く)の平均点が77点以上である者
  - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
  - ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
  - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。様式（中部地方整備局  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/teinyusatsu/pdf/hinsitu-shoumei.pdf>）

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)の1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

9 品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格について

- (1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）により、その価格を下回った場合は、「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- (2) 前項の場合、「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に記載されている「調査基準価格」を「品質確保基準価格」と読み替えて適用する。
- (3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- (4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（3）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

10 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 中部地方整備局が発注する業務（以下「発注業務」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。